

## 職員の給与に関する勧告

別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置をとることを勧告する。

### 1 本年の給与改定

#### (1) 給料表

月例給（行政職）を2.86%引き上げるよう、現行の行政職給料表を別記第1(1)のとおり改定すること。

なお、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に別記第1(2)から(6)、別記第2及び別記第3のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 期末手当及び勤勉手当

#### (7) (イ)及び(ウ)以外の職員

特別給の年間支給割合を0.10月分引き上げること。

具体的には、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ1.05月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ1.25月分）とすること。

#### (イ) 定年前再任用短時間勤務職員

特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げること。

具体的には、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ0.6月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ0.6月分）とすること。

#### (ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げるよう、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とすること。

#### イ 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を416,600円とすること。

#### (3) 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。

## 2 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」への対応

#### (1) 給料表

1の(1)による改定後の給料表を別記第4のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第5の切替要領によること。

#### (2) 昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、一般職の職員の給与に関する条例第5条第6項又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例第7条第6項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、同規則で定めるところにより決定するものとする。

#### (3) 諸手当

##### ア 扶養手当

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3

月31日までの間にある子がいる場合にあっては、一般職の職員の給与に関する条例第9条第4項又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例第11条第4項の規定により加算される前の額)を1人につき13,000円とすること。

## イ 地域手当

(7) 地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

級 地	支給割合
1 級地	100分の20
2 級地	100分の16
3 級地	100分の12
4 級地	100分の 8
5 級地	100分の 4

(イ) 山口県の区域又は山口県の区域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が山口県の区域に準ずる地域に所在する公署で人事委員会規則で定めるものに在勤する職員に支給する地域手当は廃止すること。

## ウ 通勤手当

(7) 交通機関等利用者については、1箇月当たりの運賃等相当額の全額支給の限度額を150,000円とすること。

(イ) 交通機関等と自動車等を併用する者については、1箇月当たりの運賃等相当額及び自動車等使用額の合計額の全額支給の限度額を150,000円とすること。

(ウ) 全額支給の限度額を超える部分についての2分の1加算を廃止すること。

## エ 単身赴任手当

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが同規則で定める基準に照らして困難であると認められるものに対し、単身赴任手当を支給すること。

## オ 管理職員特別勤務手当

(ア) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等以外の日の午後10時から翌日午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

(イ) (ア)の手当の額は、勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して同規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とすること。

## カ 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当

一般職の職員の給与に関する条例第10条の3の規定による地域手当、住居手当、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当を支給すること。

## キ 特定任期付職員の特別給

(ア) 勤勉手当を支給すること。

(イ) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

(ウ) 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、各任命権者又はその委任を受けた者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

## ク 在宅勤務等手当

(ア) 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、同規則で定める期間以上継続して1箇月当たり平均10日を超えて正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他同規則で定める時間を除く。）の全部を勤務する職員に対して在宅勤務等手当を支給すること。

(イ) 手当の支給月額は、3,000円とすること。

(ウ) 手当を支給される職員については、通勤手当に関し、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して減額を行うなど、所要の措置を講ずること。

#### (4) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。

#### (5) 経過措置

##### ア 扶養手当の月額等の特例措置

(ア) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

(イ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、一般職の職員の給与に関する条例第9条第4項又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例第11条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき11,500円とすること。

##### イ 地域手当の支給割合等の特例措置

(ア) 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、人事委員会規則で定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で同規則で定める割合とすること。

(イ) 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間においては、山口県の区域又は山口県の区域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が山口県の区域に準ずる地域に所在する公署で人事委員会規則で定めるものに在勤する職員には、地域手当を支給することとし、支給割合は同規則で定める割合とすること。

